

内部統制システム整備の基本方針

2024年10月24日制定

2025年 4月 1日施行

学校法人フェリス女学院(以下、「学院」という。)は、2024年10月24日、理事会において、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、基本方針を以下のとおり決定した。

1. 経営に関する管理体制

- ① 理事会は、定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・寄附行為に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- ② 寄附行為、寄附行為施行細則に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会及び評議員会の運営を行う。
- ③ 寄附行為、寄附行為施行細則、学則ほか諸規程に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ④ 職務分掌・決裁権限を明確にし、理事、教職員等の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性・効率性を高める。
- ⑤ 理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為、寄附行為施行細則及び文書取扱規程、文書取扱規程細則に基づき、適切に作成、保存及び管理する。
- ⑥ 業務執行機関からの独立性を有する内部監査室を設置し、業務の適正性及び効率性を確保するため、業務を執行する各部署の職務執行状況等を定期的に監査する。

2. リスク管理に関する体制

- ① リスク管理に関し、体制及び危機管理規程、危機管理対策本部規程ほか諸規程を整備し、役割権限、リスクの評価方法、リスク対応方法等を明確にする。
- ② 個人情報の保護に関する規則ほか諸規程に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- ③ 事業活動に関するリスクについては、法令及び規程等に基づき、職務執行部署が自律的に管理することを基本とする。
- ④ リスクの統括管理は、本部事務局内に設置するリスク・コンプライアンス統括デスクが実施し、定期的に理事会等へ必要な報告を行う。

- ⑤ リスクの統括管理の状況について、内部監査室が重要リスクが漏れなく適切に管理されているかを適宜監査し、理事長及び理事会等へ必要な報告を行う。
- ⑥ 経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。
- ⑦ 災害、事故その他の緊急時に備え、対応組織や情報連絡体制等について規程等を定めるとともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。
- ⑧ 研究活動について、内部牽制機能による研究費の適正経理、研究不正の防止及び知的財産の保護を確保するため、規程等を定めるとともに、必要な措置を講じる。
- ⑨ 理事会は、業務執行に関するリスクを特定し、必要な見直しと措置を講じる。

3. コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事及び教職員が法令並びに寄附行為、寄附行為施行細則及び諸規程を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために、コンプライアンス規範、コンプライアンス管理規程・マニュアルを定める。
- ② すべての役員及び教職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を促進するため、不正防止等に関わる役員及び教職員への教育及び啓発活動を継続して実施、周知徹底を図る。
- ③ 学院の内外に匿名で通報できる窓口を常設して、不正の未然防止を図るとともに、不正発生時の速やかな調査と是正を行う体制を整備する。なお通報者に対して、通報したことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- ④ 内部監査室は、教職員等の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、理事長及び理事会等へ必要な報告を行う。理事会等は、当該監査結果を踏まえ、必要な措置を講じる。
- ⑤ 法令・寄附行為違反等の行為が発見された場合には、コンプライアンス管理規程・マニュアルに従って、理事会において迅速に状況を把握するとともに適正に対応する。

4. 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- ① 監事は、監事監査規程に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- ② 監事は、理事会、評議員会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査及び質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。
- ③ 監事は、理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議及び決定内容の適正性について監査を行う。
- ④ 監事は、重要な書類及び情報について、その整備・保存・管理及び開示の状況など、情報保存管理体制及び情報開示体制の監査を行う。

- ⑤ 監事の職務を補助するものとして、監事の求めに応じ、独立性を有する補助職員を配置する。
- ⑥ 補助職員は、監事の指揮命令下で業務を行い、監事以外からの指揮命令を受けないものとし、当該補助職員の異動、人事評価及び懲戒等については、監事の意見を尊重する。
- ⑦ 補助職員は、監事の指示により、理事会、評議員会等の重要な会議及び理事長との定期的な会合に陪席できる。
- ⑧ 理事又は教職員は、学院に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為その他の規程等に反する行為等を発見したときは、直ちに理事長、業務執行理事並びに監事に報告する。
- ⑨ 理事及び教職員は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じる。
- ⑩ 理事長は、定期的に監事と会合を持つなどにより、事業の円滑な遂行と健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。
- ⑪ 監事はその職務の執行について生ずる費用の前払い若しくは支出した費用の償還又は負担した債務の弁済を請求した場合には、速やかに職務の執行に必要な金額を支払う。

5. 内部統制推進責任者の設置

- ① 全組織の最高責任者は、学院長とする。
- ② 教育組織の統括責任者は、大学は学長、中学校・高等学校は校長とする。
- ③ 事務組織の統括責任者は、本部事務局は局長、大学事務部は学長(教育研究に関する事項)並びに局長(教育研究以外の事項)、中学校・高等学校事務室は校長(教育に関する事項)並びに局長(教育以外の事項)とする。

6. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要が生じた場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

- 1. 本方針は、2025年4月1日から施行する。